

京都大学新大学院（仮称）設置準備室要項

第1 京都大学新大学院（仮称）の設置に関する事務を円滑に処理するため、当分の間、京都大学に新大学院（仮称）設置準備室（以下「設置準備室」という。）を置く。

2 設置準備室は学際融合教育研究推進センターの組織として取り扱うものとする。

第2 設置準備室は、新大学院（仮称）（以下「大学院」という。）の設置に関し、必要な事務を行う。

第3 設置準備室は、次の各号に掲げる室員で組織する。

- (1) 総長が指名する理事
- (2) 総長が指名する副理事
- (3) 部局長 若干名
- (4) 総長が必要と認める教員 若干名
- (5) 総長室担当部長、教育推進部長、総務部長、企画部長、財務部長及び施設環境部長
- (6) 総長が必要と認める事務職員

2 前項第3号、第4号及び第6号の室員は、総長が委嘱する。

第4 設置準備室に室長、室長補佐及び幹事を置く。

2 室長は、第3第1項第2号の室員のうちから総長が指名し、設置準備室の事務を総括する。

3 室長補佐は、第3第1項の室員のうちから総長が委嘱し、室長を補佐する。

4 幹事は、第3第1項第6号の室員のうちから総長が委嘱し、室長の命を受け、設置準備室の事務を処理するとともに、必要な連絡調整を行う。

第5 設置準備室に、大学院の設置に関する重要事項を審議するため、設置準備委員会を置く。

第6 設置準備委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 概算要求に関する事。
- (2) 大学院の長の候補者の選考に関する事。
- (3) 大学院の教員の人事に関する事。
- (4) 大学院の教育課程に関する事。
- (5) 大学院の入学試験に関する事。
- (6) 大学院の予算に関する事。
- (7) 大学院の施設及び設備に関する事。
- (8) その他大学院の設置に関し必要な事。

第7 設置準備委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 総長が指名する理事
- (2) 総長が指名する副理事
- (3) 室長
- (4) 部局長 若干名
- (5) 教員の室員
- (6) 総長室担当部長、教育推進部長、総務部長、企画部長、財務部長及び施設環境部長
- (7) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第4号及び第7号の委員は、総長が委嘱する。

第8 設置準備委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

2 委員長は、設置準備委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第9 設置準備委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会には、必要に応じて第7第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3 前2項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、設置準備委員会が定める。

第10 この要項に定めるもののほか、設置準備室の運営に関し必要な事項は、設置準備委員会の議を経て室長が定める。

附 則

この要項は、平成23年2月8日から実施する。